

農業委員会だより

第 145 号
https://www.city.chiba.jp/nogyo/dayori.html



任命式・農業委員農地利用最適化推進委員合同説明会（令和5年7月20日）

就任のあいさつ 千葉市農業委員会 会長 長谷部 衡平



農業委員会の会長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。
 農業者の皆様方には、日ごろより農業委員会の活動に関しまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
 このたび、前期に引き続き会長職を拝命し、改めて重責に身が引き締まる思いでおります。
 本市農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足により農地面積は減少し続け、さらに肥料等の物価高騰や、イノシシなど有害鳥獣による農業被害の増大などによって、厳しい経営状況が続いております。
 このような中、農業委員会では、農地行政を通して、農業者が将来を見据え、持続的に農業経営ができる環境づくりに取り組んでいます。
 新たに就任した農業委員・農地利用最適化推進委員とともに、農地を守り、残していくため、多くの農業者の声を聴き、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」など、更なる農地利用の最適化の推進に尽力して参る所存でございます。
 引き続き、農業者の皆様方のご支援、ご助力を賜りますようお願い申し上げます。

- P.1** 就任のあいさつ
- P.2** 農業委員会の委員が改選されました
- P.3** 長い間、お疲れ様でした
- P.4** 農地銀行に農地を登録しませんか
- P.4** 耕作放棄地を再生するための経費の支援
- P.4** STOP! ヤミ耕作
- P.5** 収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを
- P.5** 農業委員会では、農地・農業に関する無料法律相談を行っています
- P.5** 農地の売買や転用一許可申請はお早めにー
- P.6** 今年も、農地の利用状況調査を実施します
- P.6** 新庁舎移転のお知らせ

農業委員会の委員が改選されました。

任期満了に伴い、農業委員17名が改選され、令和5年7月20日、市長から辞令の交付を受けました。辞令交付後には農業委員会総会が開催され、新たな各役職が選任されました。また、農地利用最適化推進委員23名が改選され、同総会において委嘱されました。これから3年間、農業者の皆様の代表として、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり、農地利用の最適化の推進に取り組み、本市の農業振興のために活動してまいりますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

農業委員

(17名) 五十音順 (氏名の下部は住所地)



1 秋葉 重雄

緑区茂呂町



2 秋庭 重樹

緑区誉田町



3 石井 一也

緑区平川町



4 市原 律子

緑区高田町



5 大塚 秀行

緑区東山科町



6 小川 友安

花見川区武石町



7 小島 英男

花見川区犢橋町



8 小林 直樹

稲毛区小中台町



9 齊藤 憲次

若葉区上泉町



10 佐々木 貴史

若葉区下田町



11 清宮 恵理子

中央区本千葉町



12 高橋 芳和

若葉区中野町



13 槁本 泉

緑区板倉町



14 長谷部 衡平

若葉区大宮町



15 横山 清亮

東京都江東区



16 芳澤 和哉

若葉区貝塚2丁目



17 脇田 章子

若葉区加曾利町

農地利用最適化 推進委員

(23名) 担当地区順
(氏名の下部は住所地)



1 小山 敏由樹

花見川区大日町



2 岩井 俊男

花見川区こてはし台



3 藤代 喜道

花見川区検見川町



※第4地区の農地利用最適化推進委員が辞任されましたので欠員となります。



長い間お疲れ様でした。

農業委員及び農地利用最適化推進委員としてご尽力されました15名の委員がこのたびご退任されました。改めまして、深く感謝申し上げます。

農業委員（6名）

齊藤 元治（4期）	浅川 政明（3期）	中村 浩道（2期）
長谷川秀明（2期）	猪野 桃夫（1期）	深谷 耕司（1期）

農地利用最適化推進委員（9名）

伊原 茂久（9期）	小川 正義（4期）	長谷川政美（4期）
小林 正明（3期）	高橋 健一（2期）	中村 芳利（2期）
増田 文夫（2期）	深山 文武（2期）	



農地銀行に農地を登録しませんか

農地銀行は「農地を貸したい・売りたい」の情報を登録し農業委員会が仲介する制度です。複数の方が所有する登録農地がまとまって1ヘクタール以上となり、農業法人又は認定農業者に貸付又は売却された場合に、1ヘクタールあたり50～100万円の協力金を交付します。



問い合わせ

農地保全班



043-245-5759

FAX

043-245-5884

耕作放棄地を再生するための経費の支援

農地所有者への支援

- ・対象者 一定規模以上の耕作放棄地の所有者
- ・対象事業 農地銀行への登録を通じた農業法人等への貸付けを目指して、所有者が行う農地の再生作業
- ・補助率 10/10 (上限額14万円/10a)

耕作者への支援

※下線部分は昨年度から変更された内容になります。

- ・対象者 農地所有適格法人、認定農業者またはそれに類する者
 ※再生作業後、当該農地で5年以上耕作する者に限る。
 ※新規就農の場合は、認定新規就農者に限る。
- ・対象事業 貸借等により耕作する者が行う農地の再生作業
- ・補助率 3/4 (上限額10万5千円/10a)



問い合わせ

農地保全班



043-245-5759

FAX

043-245-5884

STOP! ヤミ耕作



こんな農地はありませんか？

- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して(借りて)いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して(借りて)いるので、手続きをしていない。
- 手続きがめんどくさいからヤミで貸して(借りて)いる。

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行なわれていた場合、賃借人が賃借権を取得することがあり、いざ農地を売ったり、貸したりする際に、賃借人の同意が必要になったり、離作料を請求されることがあります。裁判になると、膨大な裁判費用がかかったり貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることになります。

この様なトラブルをなくすためにも、農地の貸し借りは、正規の手続きで！

問い合わせ

農地保全班



043-245-5759

FAX

043-245-5884

収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを



千葉県マスコットキャラクター チーパくん

農業経営収入保険は、すべての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

(ご加入について)	県からのお知らせ
<ul style="list-style-type: none"> 青色申告を行っている農業者の方が加入できます。 加入申し込みは、個人の方は12月末、法人の方は事業開始年度の前月までです。 	<p>令和6年度までに収入保険に新規加入する千葉県民の方は、2万円を上限に初年度保険料の補助を受けられます。(県補助金「千葉県収入保険加入推進事業」)</p>

農業用ハウスをお持ちの方は園芸施設共済に併せて加入しましょう

園芸施設共済は自然災害等による農業用ハウスの損害を補償します。
収入保険及び園芸施設共済の加入要件等、詳しくは千葉県農業共済組合HPをご覧ください。

問い合わせ先 千葉県農業共済組合 けいよう支所千葉センター

043-232-3722

千葉県農業共済組合

千葉県加入保険加入推進事業

農業委員会では、農地・農業に関する 無料法律相談を行っています



千葉市在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題（相続・売買・賃貸借など）でお悩みの方を対象に、弁護士（千葉市農業委員会農業委員）が面談で応じます。（費用無料）

相談日

令和5年 9/15 金・10/16 月・11/16 火・12/15 金

時間	午後1時30分～午後4時30分（相談時間 1人50分（定員3人））
場所	千葉市役所高層棟7階 農業委員会会議室
申込方法	電話での予約制です。千葉市農業委員会事務局
その他	<ul style="list-style-type: none"> 相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。 裁判所で訴訟・調停中のものについては受け付けません。

問い合わせ 農業委員会事務局 農地審査班 **043-245-5767**

農地の売買や転用

許可申請はお早めに

審査日程表 9月から12月	
審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
9月14日（木）	8月21日（月）～8月25日（金）
10月13日（金）	9月21日（木）～9月25日（月）
11月15日（水）	10月23日（月）～10月25日（水）
12月14日（木）	11月21日（火）～11月24日（金）

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は、違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降（受付日が休日の前日の場合は翌開庁日）に交付します。

問い合わせ 農業委員会事務局農地審査班 **043-245-5767**

今年も、農地の利用状況調査を実施します

農業委員会は、農地法の規定に基づき、遊休農地の発生防止と実態把握のため、今年も農地の利用状況の現地調査を行っています。

調査の結果、遊休農地と判断された農地については、農地利用意向調査を実施します。

この調査は、遊休農地の所有者に対して、当該農地の今後の利用計画をお聞きするもので、自ら利用する意向がない場合は、県の農地中間管理事業や担い手農家への貸付け等を検討していただくこととなります。

また、すでに森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれず「農地」に該当しないと判断した場合は、非農地決定し、土地の所有者、法務局、課税管理課等にその旨をお知らせします。

農地の利用状況調査、遊休農地対策に引き続きご理解とご協力をお願いします。

併せて、この機会に作付け、耕耘、草刈りなど、農地管理の徹底をお願いします。

問い合わせ

農業委員会事務局農地指導班

☎ 043-245-5768



新庁舎移転のお知らせ

農業委員会は市役所新庁舎7階に移転しました。

7階B窓口のインターホンで、

内線5267～5274でお呼び出してください。



編集後記

8月に入り、猛暑日が続いておりますが皆様いかがお過ごしですか。

農作物の生育はいかがですか。農業は気象と密着した職業なので、農業者は天候が一番気がかりです。

これから台風シーズンに入りますが、台風被害のない事を願うばかりです。秋作物の豊作を望みたいものです。

農業委員会だよりは常に、農業者に役立つ情報等をお伝えしていきます。今後共、よろしく願い申し上げます。
(編集委員：R.I)

農業委員会だよりの情報は
コチラから



千葉市 農業委員会だより

千葉開府 Road to
since 1126 900